

### 学校教育法等の一部を改正する法律（平成30年法律第39号）

- 紙の教科書の内容を文部科学大臣の定めるところにより記録した電磁的記録である教材（学習者用デジタル教科書）がある場合には、文部科学大臣の定めるところにより、児童生徒の教育の充実を図るため必要があると認められる教育課程の一部において、紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を使用できる。

（紙の教科書を使用して学習することが困難な児童生徒については、教育課程の全部において学習者用デジタル教科書を使用可能）

### 学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成30年文部科学省令第35号）

- 学習者用デジタル教科書の要件：  
紙の教科書の発行者が、紙の教科書の内容を全て記録

### <学習者用デジタル教科書の費用負担>

- 現状では、
- 学習者用デジタル教科書は無償給与の対象外
  - 学習者用デジタル教科書を使用するかどうかは学校判断  
購入に係る費用は市町村教育委員会等が負担

### <学習者用デジタル教科書の導入により期待されるメリット>

- **デジタル機能の活用による教育活動の一層の充実**  
（例）図表の拡大縮小、書き込み、保存、検索 等
- **デジタル教材等との一体的使用**  
（例）動画・アニメーション、ネイティブによる朗読、ドリル・ワーク、参考資料、児童生徒の画面の共有、大型提示装置による表示 等
- **特別な支援が必要な児童生徒の学びの充実**  
（例）音声読み上げ、総ルビ、文字の拡大、リフロー、文字色や背景色の変更 等

### 今後の検討

一人一台端末環境整備に併せ、**学習者用デジタル教科書の今後の在り方等について、その効果・影響を検証しつつ、学びの充実の観点から検討を行い、次の小学校の教科書改訂時期である令和6年度を見据え、有識者会議において検討を行う。**

### 学校教育法第34条第2項に規定する教材の使用について定める件 （平成30年文部科学省告示第237号）

- 教育の充実を図るため、紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を使用する際の基準
  - ① 各教科等の授業時数の2分の1に満たないこと
  - ② 紙の教科書を使用できるようにしておくこと 等

（紙の教科書を使用して学習することが困難な児童生徒が学習者用デジタル教科書を使用する際には、授業時数が各教科等の授業時数の2分の1以上となる場合には、児童生徒の学習及び健康の状況の把握に特に意を用いること等が基準となっている。）

施行日：平成31年4月1日

### <学習者用デジタル教科書の発行状況>

- **小学校教科書**（小学校用教科書目録より）  
令和元年度：64/319点（20%）→令和2年度：287/305点（94%）
- **中学校教科書**（中学校用教科書目録より）  
令和2年度：40/159点（25%）→令和3年度：138/145点（95%）

### <市町村立小学校の学習者用デジタル教科書導入状況>

（令和元年10月 教科書採択関係状況調査）※GIGAスクール構想が示された後は未調査

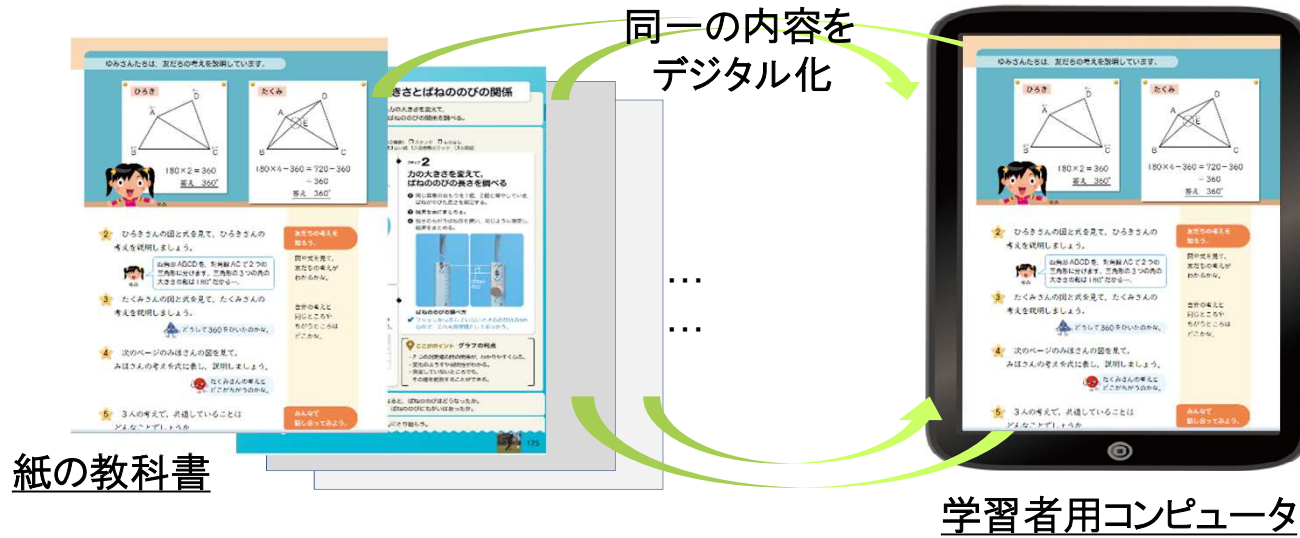
- 令和元年度に1校でも導入 : 107市町村（6.1%）  
令和2年度に1校でも導入することを検討 : **257市町村（14.7%）**

### <学習者用デジタル教科書の価格の状況(令和2年度小学校教科書)>

（文科省調べ）

- 200円程度～2000円程度まで、教科や発行者によって異なる。

## <学習者用デジタル教科書>



## <学習者用デジタル教科書の導入により期待されるメリット>

## <特別支援教育等における活用例>

- **デジタル機能の活用による教育活動の一層の充実**  
 (例) 拡大縮小、ハイライト、共有、反転、リフロー、音声読み上げ  
 総ルビ、検索、保存 等
- **デジタル教材との一体的使用**  
 (例) 動画・アニメーション、ドリル・ワーク、参考資料 等

- 視覚障害のある児童生徒による、拡大機能や音声読み上げ機能の活用
- 発達障害のある児童生徒による、音声読み上げ機能や、文字の大きさ、背景色、テキストの色、行間・文字間隔の変更機能の活用 等

**国語**

本文を自由に切り取り  
試行錯誤

**算数**

立体図形の展開／回転

**外国語活動**

発音を音声認識して  
自動チェック

**理科**

理解を促進するための音声・動画

**社会**

## 背景

- 令和元年度から、必要に応じ、**学習者用デジタル教科書を紙の教科書に代えて使用することができる**こととなった。
- 学習者用デジタル教科書の使用による**教育上の効果・影響等を把握・検証**するとともに、国際競争力の観点からの調査を含む**学習者用デジタル教科書の在り方等について**検討する旨が、**規制改革実施計画**において指摘されており、文部科学省において検討予定。



## 目的

- 学習者用デジタル教科書の使用による**プラスとマイナスの両面の効果・影響**のより具体的な実証研究を通して、**より良い活用方法や留意点を蓄積、各学校・教育委員会での活用**に生かす。
- 基礎的・基本的な教育内容の履修を保障するものとして、教育の情報化の進展も踏まえつつ、**学習者用デジタル教科書の在り方の検討**に生かす。

## 事業内容

- 学習者用デジタル教科書の使用による教育上の効果・影響等を把握・検証するための実証研究を実施。また、諸外国におけるデジタル教科書の実態調査を実施。
- 2020年度の小学校段階の新学習指導要領実施に伴う、学習者用デジタル教科書の発行数の増加、機能の向上を踏まえて研究を行う。

### 主な研究内容

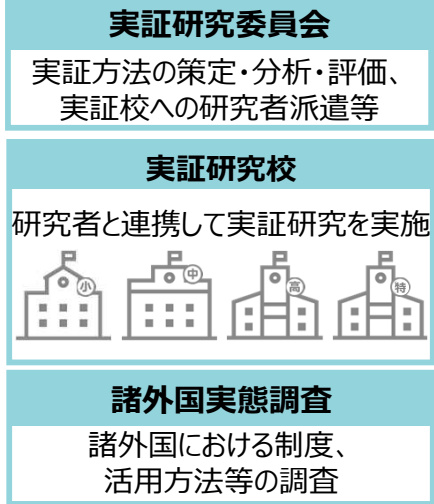
- ①教科・学校種に配慮した教育上の効果・影響等についての実証研究
- ②特別な配慮を必要とする児童生徒等の教科書の内容へのアクセスと留意点に係る実証研究
- ③諸外国におけるデジタル教科書に関する制度・活用方法等の実地及び文献による実態調査

## 実施体制

文部科学省

有識者会議

委託



# 教科書関連団体・教科書発行者一覧※デジタル教科書含む

## (1)教科書関連団体 一般社団法人教科書協会

### (2)教科書発行者一覧 (計54者、令和2年4月時点)

発行者名	発行教科書の種別			
	小学校	中学校	高等学校	特別支援
東京書籍(株)	○◆	○◆	○◆	○
大日本図書(株)	○◆	○◆		
教育図書(株)		○◆	○	
実教出版(株)			○	
開隆堂出版(株)	○◆	○◆	○	
学校図書(株)	○◆	○◆		
(株)三省堂	○◆	○◆	○	
教育出版(株)	○◆	○◆	○	○
(一社)信州教育出版社	○◆			
(株)教育芸術社	○◆	○◆	○	
(株)清水書院			○	
光村図書出版(株)	○◆	○◆	○	
(株)帝国書院	○◆	○◆	○	
(株)大修館書店		○◆	○	
(株)新興出版社啓林館	○◆	○◆	○◆	
(株)山川出版社		○◆	○	
(株)音楽之友社			○	
数研出版(株)		○◆	○◆	
(株)文英堂			○	
日本文教出版(株)	○◆	○◆	○	
(株)明治書院			○	
(株)二宮書店			○	
(株)筑摩書房			○	
暁出版(株)			○	
(株)オーム社			○	
(株)コロナ社			○	
(株)増進堂			○	
(一社)農山漁村文化協会			○	

発行者名	発行教科書の種別			
	小学校	中学校	高等学校	特別支援
学校法人東京電機大学			○	
社会福祉法人 東京点字出版所				○
社会福祉法人 日本ライトハウス				○
(株)第一学習社			○	
東京法令出版(株)			○	
社会福祉法人 東京ヘレン・ケラー協会				○
海文堂出版(株)			○	
三友社出版(株)			○	
(株)文教社	○◆			
(株)光文書院	○◆			
(株)桐原書店			○	
社会福祉法人 視覚障害者支援総合センター				○
社会福祉法人 日本点字図書館				
(株)京都書房				
(株)フォーイン			○	
(株)明成社			○	
(株)学研教育みらい	○◆	○◆		
(株)自由社		○		
(有)CHEERS			○	
(株)育鵬社		○		
山下 明				
(株)学び舎		○		
ネットスクール(株)			○	
(株)いわずな書店			○	
廣済堂あかつき(株)	○◆	○◆		
日本教科書(株)		○◆		

※ ○…令和3年度時点での紙の教科書の発行見込み、◆…令和3年時点での学習者用デジタル教科書の発行見込み